

1 第190回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第190回国会（常会）は、1月4日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月1日までの150日間であった。

（院の構成）

参議院では、1月4日の召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、地方消費者、復興原子力）の設置が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）が設置されたほか、3月24日の本会議で、新たに1特別委員会（TPP）が設置された。

（平成二十七年度補正予算）

召集日当日、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等を内容とする平成二十七年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、1月13日に予算委員会で、同14日に本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、1月15日から予算委員会で質疑が行われ、同19日に同補正予算を可決した。

1月20日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査等の概要は、後述2（1）参照）。

（政府4演説）

1月22日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び甘利国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で同26日及び27日、参議院で同27日及び28日にそれぞれ行われた。

（平成二十八年度総予算）

平成二十八年度総予算は、1月22日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、3月1日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月2日から予算委員会において質疑が行われ、同29日に同総予算を可決した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した（衆参での審査等の概要は、後述2（2）参照）。

（大臣の辞任）

1月21日の参議院決算委員会において、甘利国務大臣と秘書が建設会社から違法献金を受けた疑いがあるとする報道をめぐり、甘利国務大臣に対する厳しい追及がなされた。

その後も甘利国務大臣に対する国会内外の追及が強まる中、1月28日に同大臣が辞任し、後任として石原国務大臣が就任した。

（平成二十八年度補正予算）

4月14日に「平成28年熊本地震」が発生し、被災者への支援や被災地域の復旧・復興に向け、一層機動的に対応していくため、5月13日、平成二十八年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、5月16日

に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月17日に予算委員会で質疑が行われ、同補正予算を可決した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査等の概要は、後述2（3）参照）。

2 予算・決算

（1）平成二十七年度補正予算

平成二十七年度補正予算2案は、1月4日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、1月7日に趣旨説明を聴取し、翌8日から質疑を行った。同13日に質疑を終局した後、民維クが提出した編成替動議の趣旨弁明を聴取し、補正予算2案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、補正予算2案を原案どおり可決すべきものと決定した。

1月14日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、1月15日に趣旨説明を聴取し、同日及び同18日に総括質疑を行い、同19日に集中審議及び締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

1月20日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

（2）平成二十八年度総予算

平成二十八年度総予算3案は、1月22

日、衆議院に提出され、2月2日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、2月3日から質疑を行った。3月1日に質疑を終局した後、民維ク、共産及びおおさかがそれぞれ提出した編成替動議（3件）の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議3件に対する討論を行い、採決の結果、動議3件をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月1日の本会議では、民維クが提出した編成替動議の趣旨弁明の後、総予算3案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、総予算3案を可決し、参議院に送付した。

参議院では、3月2日及び3日に基本的質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑を同4日、8日、9日、15日、16日及び17日に行った（財務大臣及び関係大臣出席）。

このほか、集中審議（安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月7日（経済・財政等）、14日（社会保障・国民生活等）、18日（外交・安全保障等）、25日（安倍内閣の基本姿勢）及

び28日(内政・外交の諸問題)に行った。

また、3月10日に公聴会を行ったほか、同22日及び23日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月29日には、締めくくり質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月29日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

(3) 平成二十八年度補正予算

平成二十八年度補正予算2案は、5月13日、衆議院に提出され、同日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、予算委員会において、5月16日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を原案どおり可決すべきものと決定した。

5月16日の本会議において、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、5月17日に総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

5月17日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

(4) 平成二十六年年度決算

平成二十六年年度決算は1月4日に、平成二十六年年度国有財産関係2件(国有財

産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書)は同8日に、それぞれ提出された。

参議院では、1月20日の本会議で概要の報告及び質疑を行った後、決算委員会において、同日に概要説明を聴取し、同21日に全般質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った。

以降、決算委員会では、4月4日から5月2日まで6回にわたり省庁別審査を、同9日に准総括質疑を行い、同23日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、平成二十六年年度決算は是認することとし、8項目について内閣に警告すべきものと決定した。次いで平成二十六年年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、平成二十六年年度国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請を行った。

5月25日の本会議において、討論を行い、採決の結果、平成二十六年年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。さらに、平成二十六年年度国有財産関係2件は、いずれも是認することに決した。

なお、4月4日には、平成二十五年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

また、5月23日には、平成二十六年年度決算外2件等と一括して、平成二十六年年度予備費関係等3件の質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、平成二十六年年度予備費2件はいずれも承諾を与えるべ

きものと議決し、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）は是認すべきものと決定した。

5月25日の本会議において、平成二十六年度予備費2件はいずれも承諾することに、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）は是認することに決した。

（5）昭和十九年度・二十年度朝鮮総督府特別会計等決算

昭和十九年度・二十年度朝鮮総督府特別会計等決算は、1月4日に提出された。

参議院では、決算委員会において、5

月9日に概要説明を聴取し、同日及び同23日に平成二十六年度決算外2件等と一括して質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、昭和十九年度・二十年度朝鮮総督府特別会計等決算は是認すべきものと決定し、昭和十九年度・二十年度朝鮮総督府特別会計等決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。

5月25日の本会議において、討論を行い、採決の結果、昭和十九年度・二十年度朝鮮総督府特別会計等決算は委員長報告のとおり是認することに決した。

3 法律案・条約・決議

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出56件、継続9件のうち、54件が成立した（成立率83.1%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出11件、継続3件のうち、2件が成立した（成立率14.3%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出61件、継続25件のうち、18件が成立した（成立率20.9%）。

条約は、今国会提出8件、継続3件のうち、10件が成立した（成立率90.9%）。

決議案は、今国会提出4件のうち、3件が成立した（成立率75.0%）。

（1）平成二十八年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第16号）は2月5日に、「地方税法等の一部を改正する等の法律案」（閣法第21号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第22号）は同

9日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第16号については、2月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、17日より質疑を行った。3月1日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第21号及び同第22号については、2月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同23日に趣旨説明を聴取し、同24日より質疑を行った。3月1日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

3月1日の本会議において、閣法第16号は、討論の後、可決され、また、閣法第21号及び同第22号は、討論の後、いず

れも可決され、上記 3 法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第16号について、3月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同17日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同24日に質疑を終局した後、同29日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第21号及び同第22号については、3月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同17日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同23日に質疑を終局した後、同29日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月29日の本会議において、閣法第16号は、討論の後、可決され、また、閣法第21号及び同第22号は、討論の後、いずれも可決され、上記 3 法律案は成立した。

（２）公債発行特例法等改正案

復興債の発行期間を延長するとともに、平成28年度から平成32年度までの各年度における公債発行の特例措置を講ずるため、1月22日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第7号）が衆議院に提出された。

衆議院では、2月9日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会

で、同16日に趣旨説明を聴取し、同17日より質疑を行った。3月1日に質疑を終局した後、民維クより提出された修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

3月1日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

その後、平成28年度における公債発行の特例措置を定めるため、3月11日、「平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律案」（参第2号）が参議院に提出された。

参議院では、3月16日の本会議で閣法第7号の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、閣法第7号及び参第2号が付託された財政金融委員会で、同29日に趣旨説明を聴取し、同31日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、参第2号は否決すべきものと決定し、閣法第7号を可決すべきものと決定した。

3月31日の本会議において、両法律案について討論を行い、採決の結果、参第2号が否決される一方、閣法第7号は可決され、成立した。

（３）地域再生法改正案

地方創生推進交付金の交付や、地方創生応援税制の創設、「生涯活躍のまち」形成促進のための措置を講ずるため、2月5日、「地域再生法の一部を改正する法律案」（閣法第15号）が衆議院に提出された。

衆議院では、3月15日の本会議で趣旨

説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同16日より質疑を行った。同23日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月24日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方・消費者問題に関する特別委員会で、4月1日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同6日に質疑を終局した後、自民及び公明が共同提出した修正案（施行日を修正するもの）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月8日の本会議において、同法律案は、修正議決され、衆議院に回付された。

衆議院では、4月14日の本会議において、参議院回付案は、参議院の修正に同意するに決し、成立した。

（４）日本スポーツ振興センター法等修正案

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源を確保するため、2月19日、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第31号）が衆議院に提出された。

衆議院では、3月31日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文部科学委員会で、4月1日に趣旨説明を聴取し、同6日より質疑を行った。同20日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月21日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、4月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文教科学委員会で、同26日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月2日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（５）再処理等積立金法改正案

原子力発電における使用済燃料の再処理等が着実かつ効率的に実施される仕組みを整備するため、2月5日、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第17号）が衆議院に提出された。

衆議院では、3月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、4月1日に趣旨説明を聴取し、同6日より質疑を行った。同20日に質疑を終局した後、自民、民進、公明及びおおさかが共同提出した修正案（附則の検討条項に係る年限を3年に短縮するもの）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を

可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月21日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、4月27日の本会議で衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案が付託された経済産業委員会で、同28日に趣旨説明を聴取し、5月10日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同案を可決すべきものと決定した。

5月11日の本会議において、同案は可決され、成立した。

(6) ヘイトスピーチへの対策法案

人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理由とする差別の防止に関し基本となる事項を定めるため、第189回国会の平成27年5月22日、「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」(参第7号)が参議院に提出された。

第189回国会において、参議院では、参第7号が付託された法務委員会で、平成27年8月4日に趣旨説明を聴取し、同6日に質疑を行い、9月25日に継続審査要求書を提出することを決定した(同日、参議院本会議において継続審査を決定)。

今国会は、引き続き法務委員会において、平成28年3月22日及び4月5日に「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」(第189回国会参第7号)の質疑を行った。

その後、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本的施策を定めて推進するた

め、4月8日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」(参第6号)が参議院に提出された。

参第6号が付託された法務委員会では、同19日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。

5月12日に、まず、第189回国会参第7号の質疑を終局し、採決の結果、同法律案を否決すべきものと決定した。次いで、参第6号に関し、自民及び公明が共同提出した修正案(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義を修正し、附則に検討条項を加えるもの)の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、参第6号を修正議決すべきものと決定した。

5月13日の本会議において、採決の結果、第189回国会参第7号が否決される一方、参第6号は修正議決され、衆議院に送付された。

衆議院では、参議院送付案が付託された法務委員会で、5月20日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局し、採決の結果、同案を可決すべきものと決定した。

5月24日の本会議において、同案は可決され、成立した。

(7) 地球温暖化対策推進法改正案

地球温暖化対策に関する普及啓発を強化するという国の方針を明示し、国際協力を通じた地球温暖化対策や、地域における地球温暖化対策を推進するため、3月8日、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法

第51号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月1日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同15日に趣旨説明を聴取し、同19日より質疑を行った。同26日に質疑を終局した後、民進及び生活が共同提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月28日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月2日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同12日より質疑を行った。同19日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月20日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(8) 衆議院選挙制度改革法案

衆議院の選挙制度改革のため、衆議院議員の定数を削減するとともに、違憲状態の解消に向けた衆議院小選挙区に係る人口較差の是正措置(いわゆるアダムズ方式を導入)を講じる法案として、アダムズ方式の導入を平成22年の大規模国勢調査から実施することとする「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案」(衆第25号)及びアダムズ方式の導入については、平成32年の大規模国勢調査から適用されるとともに、平成27年の国勢調査の結果に基づき定数削減を先行して実施すること

とする「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案」(衆第26号)が、4月15日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、4月22日の本会議で両法律案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同25日より質疑を行った。同27日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、衆第25号を否決すべきものと決定し、衆第26号を可決すべきものと決定した。

4月28日の本会議において、両法律案について討論を行い、採決の結果、衆第25号が否決される一方、衆第26号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、衆第26号が付託された政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会で、5月18日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月20日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(9) 刑事訴訟法等改正案

刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、第189回国会の平成27年3月13日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」(閣法第42号)が衆議院に提出された。

第189回国会において、衆議院では、平成27年5月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同26日に

趣旨説明を聴取し、同27日より質疑を行った。8月5日に自民、民主、維新及び公明が共同提出した修正案（証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度等の内容とするもの）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

8月7日の本会議において、同法律案は、討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、8月21日の本会議で衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案が付託された法務委員会で、9月10日に趣旨説明を聴取し、同25日に継続審査要求書を提出することを決定した（同日、参議院本会議において継続審査を決定）。

今国会は、引き続き参議院法務委員会において、平成28年4月14日より「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」（第189回国会閣法第42号）の質疑を行った。5月19日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月20日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、衆議院に送付された。

衆議院では、参議院送付案が付託された法務委員会で、5月20日に質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、同案を可決すべきものと決定した。

5月24日の本会議において、同案は可決され、成立した。

(10) 特定商取引法改正案

悪質事業者が繰り返し消費者被害を発生させる事案が問題化している状況等を踏まえ、主務大臣の法執行に関する権限の強化等を図り、特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、3月4日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第44号）が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された消費者問題に関する特別委員会で、4月27日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同28日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月10日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方・消費者問題に関する特別委員会で、同13日に趣旨説明を聴取し、同18日より質疑を行った。同20日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月25日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(11) 再生可能エネルギー電気特措法等改正案

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向け、現行制度の課題に対応するため、2月9日、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」（閣法第28号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月19日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、

同法律案が付託された経済産業委員会で、同22日に趣旨説明を聴取し、同27日より質疑を行った。5月11日に質疑を終局した後、共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月12日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会

で、同19日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同24日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月25日の本会議において、同法律案は、可決され、成立した。

(12) 決議案

参議院では、北朝鮮による四度目の核実験に対する抗議決議案、北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案及び我が国の国連加盟六十周年にあたり更なる国際平和の構築への貢献を誓約する決議案が可決された。

4 調査会

第189回国会に設置された「国際経済・外交に関する調査会」は、5月11日にこれまでの調査の経過及び結果を記載した調査報告書を議長に提出し、同18日に本会議で口頭報告を行った。

また、第184回国会に設置された「国の統治機構に関する調査会」及び「国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会」は、それぞれ、5月18日に3年間の調査の経過及び結果を記載した調査報告書（最終報告）を議長に提出し、同20日に本会議で口頭報告を行った。

(国の統治機構に関する調査会)

国の統治機構に関する調査会は、「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」について、3年間にわたる調査を行った。最終報告は、調査の経過等を概述するとともに、調査会における議論を、「国会機能の活性化」、「衆参両院の在り方」、「国会と内閣の関係」、「参議院の目

指すべき姿」の主要論点別に整理している。

(国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会)

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会は、調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」とし、3年間にわたる調査を行った。最終報告は、調査の経過等を概述するとともに、8項目の提言を行っている。

(国際経済・外交に関する調査会)

国際経済・外交に関する調査会は平成27年1月に設置され、「国際平和と持続可能な国際経済の実現に向けた我が国外交の役割」について調査を行った。調査報告は、調査の経過等を概述するとともに、「我が国が立脚すべき基本的な考え方」及び「我が国がとるべき方策」に関し、15項目の提言を行っている。

5 その他

(1) 参議院各会派代表者懇談会

4月19日、議長、副議長、議院運営委員長及び各会派の代表者が出席して参議院各会派代表者懇談会が開催された。同懇談会では、議長から、参議院の組織と運営の諸問題等を調査検討するため、各会派の代表者から成る「参議院改革協議会」を設置することが提案され、了解された。

(2) 国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、26機関88名であり、全て両議院の同意を得た。

(3) 党首討論

国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)が5月18日に開会され、岡田克也民進党代表、志位和夫日本共産党中央委員会幹部会委員長及び片山虎之助おおさか維新の会共同代表と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(4) 憲法審査会

2月17日、「二院制」のうち、参議院と衆議院の関係(参議院として重視すべき役割)について参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。

(5) 情報監視審査会

3月30日の審査会において、審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する平成27年年次報告書を議決し、議長に提出した。その後、4月6日の本会議において、会長が同報告書の概要等について、報告を行った。

4月26日に政府から提出された「特定

秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、5月11日に岩城国務大臣から説明を聴いた後、同18日に政府から補足説明を聴取し、質疑を行った。

また、5月18日に「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について政府から説明を聴いた後、質疑を行った。